

移動等円滑化取組計画書

令和6年6月24日

住 所 東京都江東区青海 1-2-1
事業者名 東京臨海高速鉄道株式会社
代表者名 代表取締役社長 斎藤真人

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

(1) 旅客設備および車両等の整備に関する事項

- ① 段差の解消（エレベーターの整備）は、当社管理駅全7駅にて1ルート整備を完了している。今後、複数ルート整備にあたっては、スペース・構造等の課題を踏まえて引き続き検討する。
- ② 視覚障害者誘導用ブロックの整備は、全駅にて完了している。
- ③ 案内設備（運行情報提供 設備・触知案内板、標識）の整備は全駅にて完了している。
- ④ バリアフリートイレの整備は、全駅にて完了している。
- ⑤ ホームドア・可動式ホーム柵の整備等の転落防止対策は、ホームドアの整備又は内方線付き点状ブロックの整備により全駅にて対応済みである。ホームドアは、2018年度に国際展示場駅、2019年度に大井町駅、2021年度に天王洲アイル駅、品川シーサイド駅、2022年度に東京テレポート駅で運用を開始し、当社管理駅全7駅中5駅で整備が完了している。今後、2025年度までに新木場駅への導入を進める。東雲駅については、ホームドア整備にあたり、ホーム上の通行に必要な最低幅が確保できていない箇所や、ホームドアの荷重を支えるための補強が必要な箇所等の課題があるが、検討を進める。
- ⑥ 円滑な移動等を実現するために、新型車両については全ての車両にフリースペースを備える計画を推進し、利用者の利便性・快適性の向上を図る。
- ⑦ 車両とホームの段差、隙間対策は、全駅の1号車と10号車の車いすスペースにあたる乗降口に楕状ゴムを整備済みである。

(2) 旅客支援、情報提供、教育訓練に関する事項

- ① 乗降介助が必要なお客さまに円滑にご利用いただけるよう、当社線各駅はもとより、直通先のJR埼京線各駅とも連携を充実させる。

- ② あらゆるお客さまにとってわかりやすく便利な案内サイン等を充実させる
- ③ 駅社員を中心に、障害者の接遇に関する民間資格の取得や研修受講等を促進する。

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
新木場駅	ホームドアを整備する。(2023～2025 年度)

② 旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
定期点検等の必要な措置	車両等に対し、各種基準等に定める検査を実施し、機能の維持に努める。 また必要に応じて補修、改修、更新などを実施する。
移動円滑化に係る設備の取扱い教育	駅社員に対して、ホームドアなどバリアフリー設備の取扱いについて教育を実施する。

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
「声かけ・サポート運動」の継続実施	各社局と合同で実施している「声かけ・サポート運動」を継続的に実施し、見守り活動を引き続き行う。

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
案内サインの充実	各駅において必要なサインの設置、改修を実施する。

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
障害者の接遇に関する民間資格の取得	おもてなしの心と安全な介助技術を学ぶ「サービス介助士」の資格を、現業系社員を中心に取得及び更新させる。
視覚障害者及び盲導犬をお連れの方への対応訓練を実施	実際の駅等を使用し、視覚障害をお持ちのお客さまへのご案内や接遇スキルを向上させるため、講習会を実施する。

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての旅客施設及び車両等の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
ポスター掲示等	国土交通省等からの各種キャンペーンへの呼びかけに積極的に応じて、移動円滑化に向けた広報活動及び啓発活動を実施する。

III 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

沿線自治体の協議会に参加し、必要な協力を行う。

IV 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由

V 計画書の公表方法

本計画書は当社ホームページ上で公表する。

VI その他計画に関連する事項

--

- 注1 IVには、IIについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。
- 2 Vには、本計画書の公表方法（インターネットの利用等）について記入すること。
- 3 VIには、IIの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。